様式第４号

 　　年　　月　　日

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書

|  |  |
| --- | --- |
|  | 労　働　局　長　殿 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は代理人 | 住所　〒 |
|  | 電話番号 |
|  | （法人名） |
|  | 代表者職・氏名　　　　　　　　　　　 |
| 事業主又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者の表示） | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名 |
|  | 社会保険労務士・氏名 |

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同則第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた標記助成金について、下記のとおり事業実施計画の変更の承認を受けたいので申請します。

記

１　事業実施計画変更の事由

|  |
| --- |
|  |

２　変更後の事業の内容及び目的について（変更がある場合のみ記載）

|  |
| --- |
| （１）支給対象の事業（１つ以上選択） |
| ①　労務管理担当者に対する研修③　外部専門家によるコンサルティング ⑤　人材確保に向けた取組⑦　労務管理用機器の導入・更新⑨　⑥～⑧に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 | ②　労働者に対する研修、周知・啓発 ④　就業規則、労使協定等の作成・変更⑥　労務管理用ソフトウェアの導入・更新⑧　デジタル式運行記録計の導入・更新⑩　⑥～⑧に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（支給要領第２の１（２）に基づく特例要件を適用する場合） |
| （２）事業の目的（①から⑦を１つ以上選択） |
| ①　時間外労働の上限設定③　時間単位年休及び特別休暇の導入⑤　週休２日制の推進（建設業）⑦　３直３交代制等の勤務割表の整備（砂糖製造業） | ②　年休の計画的付与の導入④　勤務間インターバルの導入⑥　医師の働き方改革の推進（病院等）⑧　賃金引上げ |

３　変更後の国庫補助所要額について

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後の国庫補助所要額 | 円 |

様式第４号別添

働き方改革推進支援助成金事業実施計画（変更）

１　支給対象の事業（変更する項目のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| (1)指定対象事業場数（詳細は別紙１に記載） | 　事業場　　 |
| (2)事業実施予定期間 | 月　　日から　　月　　日まで　　 |
| (3)事業の詳細 |
| 事業の内容 | 実施予定時期 | 所要額の内訳【 税抜 ・ 税込 】 |
| ア　働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書２（１）①～⑤の事業 |
|  |  | アの所要額計　　　　　　　　　　　　　　円 |
| イ　働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書２（１）⑥～⑨の事業 |
| 　 |  | イの所要額計　　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第４号別添（続紙１）

|  |
| --- |
| (4)事業の目的（成果目標） |
| ア　時間外労働の上限設定（全業種）※別紙の指定対象事業場に設定する成果目標のうち、上限額が最も高いもの。 | 上限額円 |
| 【事業実施前】（１つ選択）現に有効な36協定において、①　時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場②　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場③　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場（※）④　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下で設定している事業場（※）※過年度に、成果目標「時間外労働の上限設定」を設定の上、所轄労働基準監督署長に届出を行い、助成金の支給を受けた中小企業事業主が選択すること |
| 【事業実施後】（１つ選択）①　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定②　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定 |
| イ　年休の計画的付与の導入（全業種） | 上限額円 |
| ウ　時間単位年休の導入及び新たに導入する特別休暇（全業種）　（以下①及び②を記入）①　労働時間等見直しガイドライン２の（２）関係イ　特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対する特別休暇ニ　公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者に対する特別休暇ホ　単身赴任者に対する特別休暇ヘ　自発的な職業能力開発を図る労働者に対する特別休暇ト　地域活動等を行う労働者に対する特別休暇チ　その他特に配慮を必要とする労働者に対する特別休暇特別休暇名〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕②事業実施予定期間中、指定対象事業場における、・時間単位年休の取得見込み　　　　　　　　　　　人　　　時間・特別休暇の取得見込み　　　　　　　　　　　　　人　　　日（人は実人数を、時間・日は延べ数を記載。） | 上限額円 |
| エ　勤務間インターバルの導入（全業種） | 上限額円 |
| （ア）建設業、砂糖製造業、情報通信業又は宿泊業が当該成果目標を選択する場合（※１） |
| ①　新規導入で、休息時間数が９時間以上11時間未満②　新規導入で、休息時間数が11時間以上③　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が９時間以上11時間未満④　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が11時間以上 |

様式第４号別添（続紙２）

|  |
| --- |
| （イ）運送業等（※２）、病院等（※３）が当該成果目標を選択する場合 |
| ①　新規導入で、休息時間数が９時間以上10時間未満（病院等に限る。）②　新規導入で、休息時間数が10時間以上11時間未満③　新規導入で、休息時間数が11時間以上④　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が９時間以上10時間未満（病院等に限る。）⑤　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が10時間以上11時間未満⑥　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が11時間以上 |
| オ　週休２日制の推進（建設業）※別紙の指定対象事業場に設定する成果目標のうち、上限額が最も高いもの | 上限額円 |
| 【事業実施前】（１つ選択）①　４週当たり４日②　４週当たり５日③　４週当たり６日④　４週当たり７日 | 【事業実施後】（１つ選択）①　４週当たり５日②　４週当たり６日③　４週当たり７日④　４週当たり８日以上 |
| カ　医師の働き方改革の推進（病院等） | 上限額円 |
| キ　３直３交代制等の勤務割表の整備（砂糖製造業） | 上限額円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ク　対象労働者の賃金引上げ | 有　・　無 | 加算額円 |
| 有の場合の実施予定内容 |
| ①　賃金引上げ率 | ３％以上・５％以上・７％以上 |
| ②　賃金計算期間 |  |
| ③　賃金支払日 |  |
| ④　賃金引上げ年月日（予定） |  |
| ⑤　賃金引上げ人数（詳細は、別紙２） | 　人 |
| (5) 上記(3), (4)に対する労働者の意見 |
| 【意見を聴いた労働者の職・氏名】【事業に対する意見】以下にチェックする。　□意見無し　□事業の内容を変更すべき　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□事業の実施予定時期を変更すべき　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）【成果目標に対する意見】以下にチェックする。　□意見無し　□成果目標を変更すべき　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）【労働者の意見の反映の有無】※意見があった場合のみ記載　□全て反映　□一部反映　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□反映なし　　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※上記を記載することに代えて労使の話合いの際の議事録を添付することでも差し支えない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| (6) 上記(3)の所要額計に補助率を乗じた額（1,000円未満切捨） | 　円 |
| （内訳） |
| (3)アの所要額計 | 円 | ×３／４ | ＝ | 円 |
| (3)イの所要額計 | 円 | ×３／４（下記に該当しない場合） | ＝ | 円 |
| ×４／５（企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下かつ、(3)イの所要額計が30万円を超える場合） | ＝ | 円 |
| (7) 上記(4)の上限額と加算額の合計 | 円 |
| (8)国庫補助所要額※(6)の額。ただし (7)と比較して低い方の額が上限 | 　円 |

（注）　要件の詳細は交付要綱等によること。

（※１）交付要綱第３条第５項（３）に定める１企業当たりの助成金の上限額については、新規導入の場合、休息時間数が９時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては120万円、11時間以上の勤務間インターバルについては150万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休息時間数が９時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては60万円、11時間以上の勤務間インターバルについては75万円となります。【建設業、砂糖製造業、情報通信業、宿泊業】

この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

（※２）交付要綱第３条第５項（３）に定める１企業当たりの助成金の上限額については、新規導入の場合、10時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては150万円、11時間以上の勤務間インターバルについては170万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、10時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては75万円、11時間以上の勤務間インターバルについては85万円となります。【運送業等】

この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

（※３）交付要綱第３条第５項（３）に定める１企業当たりの助成金の上限額については、新規導入の場合、休息時間数が９時間以上10時間未満の勤務間インターバルについては120万円、10時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては150万円、11時間以上の勤務間インターバルについては170万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休息時間数が９時間以上10時間未満の勤務間インターバルについては60万円、10時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては75万円、11時間以上の勤務間インターバルについては85万円となります。【病院等】

この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

様式第４号別添別紙１

指定対象事業場一覧（変更後）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業場名 | 所在地 | 常時使用する労働者の数 | 申請時点における36協定の設定時間数（※１、２） | 目標とする36協定の設定時間数（※１、２） | 申請時点の所定休日（※３、４） | 目標とする所定休日（※３、４） | 勤務間インターバルの導入（※５） |
| 導入種別(※６） | 目標とする勤務間インターバルの時間数（申請時の時間数）（※７） | 対象となる労働者、自動車運転者又は医師の数等（※８） | 雇用形態別の就業規則の有無 |
| 期間 | 限度時間 | 期間 | 限度時間 |
| 記入例 | △△△△ | 〒×××－××××○○○○○▽－▽ | ３０人 | 1月1年 | 80時間720時間 | 1月1年 | 45時間360時間 | ４週４日 | ４週６日 | 新規導入 | ９時間００分 （　時間　　分） | 申請時　　　　０人事業実施後　３０人※正規雇用：３０人非正規雇用：　 人 | 有・無 |
| １ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |

※１　交付要綱第３条第３項（１）①の成果目標を設定する場合のみ記載すること。

※２　36協定の１か月当たりの限度時間及び１年間当たりの限度時間のうち、最も長い限度時間数を、事業場ごとに記載すること。

※３　交付要綱第３条第３項（１）⑤の成果目標を設定する場合のみ記載すること。

※４　申請時点で付与される所定休日が最も少ない労働者の所定休日を記載すること。

※５　交付要綱第３条第３項（１）④の成果目標を設定する場合のみ記載すること。

※６　該当するものを記入すること（各種別については以下を参照ください）。

新規導入：勤務間インターバルを導入していない事業場において、新たに当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とする、休息時間数が９時間以上の勤務間インターバルに関する規定を労働協約又は就業規則に定めること

適用範囲の拡大：既に休息時間数が９時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下であるものについて、対象となる労働者の範囲を拡大し、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とすることを労働協約又は就業規則に規定すること

時間延長：既に休息時間数が９時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象として、当該休息時間数を２時間以上延長して休息時間数を９時間以上とすることを労働協約又は就業規則に規定すること（注）

（注）運送業等の場合は、「労働者」を「自動車運転の業務に従事する労働者」と読み替え、「９時間」を「10時間」と読み替える。

　　　　　　　 病院等の場合は、「労働者」を「医業に従事する医師である労働者（以下「医師」という。）」と読み替え、B水準、連携B水準、C-1、C-2水準の医師の場合は、「９時間」を「10時間」と読み替える。

※７　適用範囲の拡大又は時間延長に該当する場合は、交付申請時における勤務間インターバルの休息時間数（最も短いもの）をかっこ内に記入すること。○時以降の残業を禁止し、かつ○時以前の始業を禁止する旨の定めや、所定外労働を行わない旨の定めがある等により休息時間が確保される場合は、その休息時間数（最も短いもの）を記入すること。

※８　「申請時」及び「事業実施後」の欄には各時点における勤務間インターバルの対象となる労働者の数を記入すること。事業実施後の欄には事業場に所属する労働者の半数を超える労働者数を記入すること。また、正規雇用及び非正規雇用の欄には、事業実施後の雇用形態別の労働者の数を記入すること。

様式第４号別添別紙１（続紙１）

指定対象事業場一覧（変更後）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業場名 | 所在地 | 常時使用する労働者の数 | 申請時点における36協定の設定時間数（※１、２） | 目標とする36協定の設定時間数（※１、２） | 申請時点の所定休日（※３、４） | 目標とする所定休日（※３、４） | 勤務間インターバルの導入（※５） |
| 導入種別(※６） | 目標とする勤務間インターバルの時間数（申請時の時間数）（※７） | 対象となる労働者、自動車運転者又は医師の数等（※８） | 雇用形態別の就業規則の有無 |
| 期間 | 限度時間 | 期間 | 限度時間 |
| ２ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |
| ３ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |
| ４ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |
| ５ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |

様式第４号別添別紙２

賃 金 引 上 げ 対 象 労 働 者 一 覧（変更後）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 労働者氏名 | 生年月日 | 採用年月日 | 時間給又は時間換算額 | 引き上げ（予定）額 |
| 例 | 労働　太郎 | S59・３・31 | H22・４・１ | 時給2,000円 | 時給3,000円 |
| １ |  | 　 |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |

※１　交付要綱第３条第６項に規定する成果目標に取り組む場合のみ作成すること。

※２　対象労働者全員の賃金状況を記載すること。